

新規就農（市町への就農・移住時の諸手続等）チェックリスト

1 新住居の住所確認について

- 住所・地番を正確に把握している。
- 最寄りの公共施設や交通機関等の確認している。
- 転出・転入挨拶状を送付している（1ヶ月以内に）。

2 農業関係機関等への連絡通知について

- 地元JAへの組合員加入届（出資金の払い込み）は提出している。
- 関係する各種生産部会等の加入手続きはしている。
- 農地を取得（購入・借入）する場合の手続き（農業委員会の許可が必要）はしている。

3 ライフライン関係について

- 電気（電力会社営業所へ転入通知、使用開始日時等の通知）
- ガス（ガス供給会社、またはJA等（プロパン購入）に連絡）
- 水道（市町役場の担当課へ転入通知、使用開始日時等の通知）
- 電話（電話会社へ転入通知、使用開始日時等の通知）

4 住所変更関係について

- 住民票（転入後14日以内に市町の担当部署へ転入届提出）
- 所得証明（転入後必要となることがあるので、前居住地の役所で取っておく）
- 運転免許所（警察署・交通安全協会へ住所変更届け）
- 郵便局（最寄りの郵便局へ住所変更届専用はがき有り）
- 自治会（区・組）（自治会長・区長・組長等へ転入挨拶・通知）

5 保険関係について

- 国民健康保険（転入後14日以内に市町役場の担当署所へ届出）
- 国民年金（転入後14日以内に市町役場の担当部署へ届出）
- 自賠責保険（契約保健会社・特約店へ住所・連絡先等変更通知）
- 失業保険（受給中の方は、住民票・印鑑・受給資格者票・名前が変わる場合は戸籍抄本をもって、最寄りの公共職業安定所に次の認定日の前日までに届出）

6 保育園・学校関係の転入の準備等について

- 幼稚園・保育園は役所の担当部署に問い合わせ。
- 小学校・中学校は市町の教育委員会に問い合わせ。